

令和3年11月11日
世田谷保健所

世田谷区保健所設置条例の一部を改正する条例

1 主旨

世田谷区本庁舎等整備工事の一環として移転する世田谷保健所について、条例に定められた位置を変更する必要があるため、世田谷区保健所設置条例の一部を改正する条例を令和3年第4回区議会定例会に提案する。

2 改正内容

世田谷保健所の位置を、「東京都世田谷区世田谷四丁目22番35号」から、「東京都世田谷区世田谷四丁目24番1号」に変更する。

3 新旧対照表

別紙のとおり

4 施行予定日

令和3年12月13日

世田谷区保健所設置条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前												
<p>○世田谷区保健所設置条例 昭和50年3月28日条例第13号</p>	<p>○世田谷区保健所設置条例 昭和50年3月28日条例第13号</p>												
<p>改正 昭和53年3月20日条例第20号 昭和58年12月1日条例第36号 平成2年11月15日条例第51号 平成6年9月21日条例第37号 平成8年12月6日条例第52号</p>	<p>改正 昭和53年3月20日条例第20号 昭和58年12月1日条例第36号 平成2年11月15日条例第51号 平成6年9月21日条例第37号 平成8年12月6日条例第52号</p>												
<p>世田谷区保健所設置条例 (設置)</p>	<p>世田谷区保健所設置条例 (設置)</p>												
<p>第1条 地域保健法(昭和22年法律第101号)に基づく保健所を設置し、その名称、位置及び所管区域を次のとおり定める。</p>	<p>第1条 地域保健法(昭和22年法律第101号)に基づく保健所を設置し、その名称、位置及び所管区域を次のとおり定める。</p>												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>所管区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>世田谷区世田谷保健所</td> <td>東京都世田谷区世田谷四丁目24番1号</td> <td>区の区域</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	所管区域	世田谷区世田谷保健所	東京都世田谷区世田谷四丁目24番1号	区の区域	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>所管区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>世田谷区世田谷保健所</td> <td>東京都世田谷区世田谷四丁目22番35号</td> <td>区の区域</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	所管区域	世田谷区世田谷保健所	東京都世田谷区世田谷四丁目22番35号	区の区域
名称	位置	所管区域											
世田谷区世田谷保健所	東京都世田谷区世田谷四丁目24番1号	区の区域											
名称	位置	所管区域											
世田谷区世田谷保健所	東京都世田谷区世田谷四丁目22番35号	区の区域											
<p>(委任) 第2条 この条例の施行について必要な事項は、区長が定める。</p>	<p>(委任) 第2条 この条例の施行について必要な事項は、区長が定める。</p>												
<p>付 則 この条例は、昭和50年4月1日から施行する。</p>	<p>付 則 この条例は、昭和50年4月1日から施行する。</p>												
<p>付 則 (昭和53年3月20日条例第20号) この条例は、昭和53年4月1日から施行する。</p>	<p>付 則 (昭和53年3月20日条例第20号) この条例は、昭和53年4月1日から施行する。</p>												
<p>付 則 (昭和58年12月1日条例第36号) この条例は、昭和58年12月12日から施行する。</p>	<p>付 則 (昭和58年12月1日条例第36号) この条例は、昭和58年12月12日から施行する。</p>												
<p>付 則 (平成2年11月15日条例第51号) この条例は、平成3年4月1日から施行する。</p>	<p>付 則 (平成2年11月15日条例第51号) この条例は、平成3年4月1日から施行する。</p>												
<p>附 則 (平成6年9月21日条例第37号)</p>	<p>附 則 (平成6年9月21日条例第37号)</p>												

改正後	改正前
<p>この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成8年12月6日条例第52号） （施行期日）</p> <p>1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。 （世田谷区結核診査協議会条例の一部改正）</p> <p>2 世田谷区結核診査協議会条例（昭和50年3月世田谷区条例第26号）の一部を次のように改正する。 第1条中「結核診査協議会」を「世田谷区結核診査協議会」に改める。 第2条を削り、第3条を第2条とし、第4条から第6条までを1条ずつ繰り上げる。 第7条中「その置かれた」を削り、同条を第6条とし、第8条を第7条とする。 （世田谷区大気汚染障害者認定審査会条例の一部改正）</p> <p>3 世田谷区大気汚染障害者認定審査会条例（昭和50年3月世田谷区条例第27号）の一部を次のように改正する。 第1条中「世田谷区世田谷保健所」を「保健所」に改める。 第5条中「審査会設置保健所の所長」を「保健所長」に改める。 第8条中「審査会設置保健所」を「保健所」に改める。</p> <p>附 則 <u>この条例は、令和3年12月13日から施行する。</u></p>	<p>この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成8年12月6日条例第52号） （施行期日）</p> <p>1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。 （世田谷区結核診査協議会条例の一部改正）</p> <p>2 世田谷区結核診査協議会条例（昭和50年3月世田谷区条例第26号）の一部を次のように改正する。 第1条中「結核診査協議会」を「世田谷区結核診査協議会」に改める。 第2条を削り、第3条を第2条とし、第4条から第6条までを1条ずつ繰り上げる。 第7条中「その置かれた」を削り、同条を第6条とし、第8条を第7条とする。 （世田谷区大気汚染障害者認定審査会条例の一部改正）</p> <p>3 世田谷区大気汚染障害者認定審査会条例（昭和50年3月世田谷区条例第27号）の一部を次のように改正する。 第1条中「世田谷区世田谷保健所」を「保健所」に改める。 第5条中「審査会設置保健所の所長」を「保健所長」に改める。 第8条中「審査会設置保健所」を「保健所」に改める。</p>